

声の広報紙をお届けします

📄音訳ボランティアうぐいすの会事務局(南島原市社会福祉協議会) ☎0957-65-2888



声の広報紙とは、毎月発行される「広報みなみしまばら」の内容を、目の不自由な人の「目の代わり」となって文字だけでなく、写真や図表などの情報を音訳したものです。

音訳した内容はCDに録音し、希望者や各図書館(室)に配布しています。

CDは視覚障害者ポータブルプレーヤー用への変換もできます。

配布を希望する人は、上記の事務局までお問い合わせください。

会計年度任用職員登録者を募集

📄人事課(西有家庁舎) ☎73-6623 FAX82-3086 〒859-2211 西有家町里坊96番地2

臨時的かつ緊急な職務に対応するため、働きたい期間や職種などの条件をあらかじめ登録していただき、登録された人の中から条件に合う人を選考し任用します。ただし、登録により必ず任用されるとは限りません。

※民間企業において職員を採用する場合は「雇用」といいますが、公務員を採用する場合は「任用」といいます。

●登録の有効期間

4月1日～令和4年3月31日

●受付期間

3月5日(金)まで

※募集期間以降でも随時受け付けます。

●応募資格

- ①日本国籍を有する人
- ②地方公務員法の欠格事由に該当しない人

●応募方法

必要事項を記入し、写真を貼付した「登録申請書」を持参または郵送により人事課(西有家庁舎)に提出してください。登録申請書は、人事課、各支所および市のホームページで入手できます。

※登録申請書は返却しません。登録有効期間の終了後、市が適正に破棄処分します。

●任用までの手順

- ①登録申請書提出
- ②会計年度任用職員に登録
- ③募集発生
- ④書類選考
- ⑤募集部署から連絡
- ⑥履歴書など必要書類の提出
- ⑦任用

●業務内容

- ①一般事務…パソコンによる書類作成、データ入力などの事務補助
- ②有資格者など…看護師などそれぞれの専門的業務
- ③草刈等作業員
- ④発掘・整理作業員…発掘調査に伴う掘削、運搬、遺物・遺構検出、発掘調査出土品の洗浄、注記、図化など専門的業務

●報酬(時給)

- ①一般事務…890円
- ②有資格者
 - ・保健師など…1,230円
 - ・看護師、管理栄養士など…1,150円
 - ・保育士、幼稚園教諭…1,110円
 - ・准看護師、栄養士、歯科衛生士…1,050円
 - ・調理員…890円
- ③草刈等作業員
 - 1,090円(草払機など持ち込み、替刃・燃料など自己負担)
 - 890円(草払機などの持ち込みがない人)
- ④発掘・整理作業員…時給980円

※本単価は令和3年4月1日予定のものであり、報酬改定などにより報酬単価が変わる場合があります。

※勤務時間や任用期間により、社会保険および雇用保険が適用になる場合があります。

※会計年度任用職員の職種によっては、広く一般募集を行う場合があります。その場合は、この登録制とは別に応募する必要があります。

市民意見募集(パブリック・コメント)

市が策定を予定している大綱(案)および計画(案)について、皆様のご意見・ご提案をいただくため、市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

共通事項

- 閲覧・募集期間 **2月1日(月)～2月26日(金) 必着**
※土日、祝日を除く
- 閲覧場所…担当課、各支所(市ホームページにも掲載します)
- 意見などを提出できる人
 - ・市内に在住・在勤、在学の人
 - ・市内に事業所などを有する人
 - ・本事案に利害関係を有する人
- 提出先…担当課、各支所

- 意見の提出方法(任意様式で可)
意見内容、住所、氏名、年齢、性別を記載し、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
- 意見の公表
お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。
- 注意事項
 - ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されてない場合、受付できません。
 - ・公序良俗に反する意見は、受付ができない場合があります。
 - ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。

第4次南島原市行政改革大綱(案)

人口減少社会に対応した持続可能な行政の構築を図るため、行政改革に関する市の基本的な考え方や取組の方針などを盛り込んだ大綱です。

📄財政課(西有家庁舎)

☎73-6625 FAX82-3086
〒859-2211 西有家町里坊96番地2
✉seisakukikaku@city.minamishimabara.lg.jp

南島原市地域福祉計画および地域福祉活動計画(案)

高齢、障がい、児童、生活困窮などの複合的な生活課題を包括的に受け止める地域共生社会の実現に向けた体制整備を推進するための計画です。

📄福祉課(南有馬庁舎)

☎73-6651 FAX85-3142
〒859-2412 南有馬町乙1023番地
✉fukushi@city.minamishimabara.lg.jp

南島原市障がい者計画 障がい福祉計画および障がい児福祉計画(案)

障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、障がい福祉サービスおよび相談支援ならびに地域生活支援事業を提供するための体制整備と円滑な実施を確保するための計画です。

📄福祉課(南有馬庁舎)

☎73-6651 FAX85-3142
〒859-2412 南有馬町乙1023番地
✉fukushi@city.minamishimabara.lg.jp

南島原市高齢者福祉計画(案)

高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、医療と介護の連携や地域づくりなどさまざまな視点から、市民、行政、関係機関が連携・協働して取り組む地域包括ケアシステムの充実を図るための計画です。

📄福祉課(南有馬庁舎)

☎73-6651 FAX85-3142
〒859-2412 南有馬町乙1023番地
✉fukushi@city.minamishimabara.lg.jp